

野田市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、選挙人名簿の登録日を次のとおり変更する。

- 1 登録日 令和7年3月1日
- 2 理由 令和6年12月2日開催の選挙管理委員会において、公職選挙法第22条第1項の規定により令和7年3月の選挙人名簿の登録日を3月3日と定めたものであるが、千葉県知事選挙の日程が令和7年3月16日に決定されたことにより、同条第2項の規定により登録日を変更する。

令和7年1月28日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲 一